**--------------------------**

**人事委員会規則**

**--------------------------**

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年11月２日

高知県人事委員会委員長　秋元　厚志

**高知県人事委員会規則第29号**

**不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則**

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成29年高知県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「記名押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

第４条第１項中「及び」を「又は」に改め、同条第６項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印をする」を「記名する」に改める。

第７条第１項中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第８条第１項中「及び」を「又は」に改める。

第26条第２項中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第37条第２項中「記名押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

第46条第２項中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

第50条第３項中「記名押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

**附**　**則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県人事委員会規則

◎不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則